

さ　　とう　　まさ　　のり
佐　　藤　　勝　　則

学位の種類　　博士(文学)
学位記番号　　文第86号
学位授与年月日　平成5年11月11日
学位授与の要件　学位規則第4条第2項該当

学位論文題目　オーストリア農民解放史研究
—東中欧地域社会史研究序説—

論文審査委員　(主査)
教授 佐藤 伊久男　教授 松本 宣郎
教授 渡邊 信夫

論文内容の要旨

(1) 本論文の課題と方法

本論文は、第一次世界大戦前の東中欧の多民族帝国、オーストリア＝ハンガリー二重帝国を対象として、その近代文化の歴史的構造を解明することを課題とする。その際、我われの考察の焦点は、三月革命期のオーストリアの農民解放とその帰結に据えられる。というのは、あらためて言うまでもなく、まさに三月革命期の農業・土地制度の変革こそは、当該資本制社会、近代社会成立の歴史的画期をなす重要な過程に他ならないからである。しかも農民解放を起点とする農業・土地制度の編成替えのありかた、またその後の農林業の展開構造は、いわば土地所有と資本との関連の問題として、二重帝国の近代文化の歴史的個性を特徴づける最も基礎的な要因の一つをなすからである。

さらに本論文の課題を敷衍しつつ、我われの方法を示すならば、それは以下の2点にある。まず第1に、農民解放を起点とし独自の編成替えの過程を経て成立した当該資本制社会の基底にあって、これを条件づけてきた農林業の展開構造の基本的特質を分析することによって、当該資本主義再生産＝信用構造把握のための基礎的作業を果たすこと。そして第2に、そうした基礎構造のオーストリア的特質に規定されつつ、東中欧世界において展開した農村の階級分化過程とその特質を、農村住民の生活意識とかかわらせつつ把握することによって、多民族複合社会の文化の多面的・地域的

性格を根底から解きあかすこと。

このような課題及び方法をたてるのは、単に西洋史研究の空白部分を埋めるという消極的動機に由来するのではない。すでに戦前には、大類伸（『列強現勢史——中東欧諸国——』富山房 1939年）や萩中三雄（「東欧問題の歴史的一考」『西洋史研究』第14号 1939年所収）による文化社会史的研究があり、戦後には村瀬興雄（『ヒトラー・ナチズムの誕生』誠文堂新光社 1962年）や矢田俊隆（『ハプスブルク帝国史研究』岩波書店 1977年）による政治社会的研究がある。またとくに、1975年の東欧史研究会発足以降は、東欧各国語の文献・史料の解読によって各国別、分野、時代別の豊富な研究内容が積み重ねられつつある（ハンス・コーン『ハプスブルク帝国史入門』稲野強・小沢弘明・柴宜弘・南塚信吾訳、解説 恒文社 1982年を参照）。その結果、現在の東中欧史研究は活況を呈しつつも、ある種の星雲状態にある。そこで我われの意図するところはむしろ、外国の研究史の混沌たる摂取状況に対して、統一的な視点から東中欧の一大領域を包摂していたハプスブルク帝国の近代史の構造的特質を一貫して説明することにある。そしてさらに我われの究極目標は、ヨーロッパ文化の基本特質ともいべき多元主義・地域主義につながる多民族複合社会の文化構造を歴史・具体的に明らかにしていくことに置かれる。このような意図は従来の西洋史研究を特徴づけてきた、単線的発展段階論の克服を意図するものでもある。即ち、我われの農民解放史研究は、単に封建制から資本主義への移行の過程、さらには社会主義への移行を展望した二者択一的発展段階論のなかに解消されるものではない。そうではなく我われの研究は、東中欧の文化構造をその根源において規定する、すぐれて歴史・具体的な諸要因の解明にむけられているのである。

その際、我われは近代史研究の定石的視座としての国民国家、国民経済の総括性のなかでのみこれを論じていくことの限界を強く意識して、いわば地域社会史研究の方法とでもいべき方法論をも模索してみた。多民族複合の当該帝国は、中世に逆上る領邦体制を特徴としており（O. ブルンナー『ラントとヘルシャフト』1939年参照）、そのうえに民族的結合関係が重層する構造をもっていた。従って、アプリアリに国民国家的統合性を前提にして、再生産＝信用構造論（吉岡昭彦「帝国主義成立期における再生産＝信用構造の諸類型とポンド体制の編成」土地制度史学会編『資本と土地所有』農林統計協会、1979年所収参照）といった国民経済把握の方法を適用することには、一定の限界が付きまといざるをえないと考えられるからである。しかし、地域社会史研究の基盤を国民経済をモザイク的に解体したバラバラの地域経済の単なる集合とみなす方法（松田智雄『ドイツ資本主義の基礎研究——ウエルテンベルク王国の産業発展——』岩波書店 1967年）を採用することもできなかった。そこで基本的には、農民階層文化の地帯構造を基礎にすえながらも、いまだ模索的ではあれ、ひとまず多元的・地域主義＝等族自治財行政展開の結節点ともいべき地方等族議会の成立の地域的単位をも展望しつつ、当該帝国を幾つかの地帯に分けて論じてみた。というのは、等族議会の地域的展開の構造把握によってはじめて近代租税国家成立（J. A. シュンペーター『租税国家の危機』1918年参照）の基礎単位たる諸領邦を前提とする多民族複合社会とその統治構造の認識が可能となると思われるからである。しかもそうした方向を見据えつつ、本論文において我わ

れが農民解放とその帰結の解明のなかから提示する農村地域社会構造と農民の生活意識こそは、当該社会の多元的・地域主義の伝統をになう地域住民の自治意識と自治能力を規定する最も基礎的な要因をなすものだからである。等族自治財行政史の本格的検討を今後の課題としつつも、本論文の表題を、「オーストリア農民解放史研究」とし、副題を「東中欧地域社会史序説」と銘打っている所以は、この1点にある。

以上のような課題と方法を意識しつつ、具体的には、以下の四点の課題の解明に関心を集中して考察を進めていくこととしよう。まず第1に、オーストリアにおける3月革命の変革課題は何であったのか。その過程でオーストリアの農民解放は、いかなる必然性のもとに、いかなる様式をもって実施されていたのか。そしてその農民解放事業は、いかなる歴史的な性格をもつものであったのか(第1部)。第2に、オーストリアにおける農民解放は、その後の農業・土地政策と相まって、農業・土地所有の構造また農林業生産や経営の展開をどのように規定しているのか。それに照応して、東中欧の農村社会においては、どのような地帯毎の階級文化の基本構造が打ち出されているのか(第2部)。第3に、オーストリアの農民解放は、多民族複合社会に対していかなる歴史的な性格を与えているのか。より歴史・具体的には、農民解放後、二重帝国においてはいかなる農村地域社会構造及び農民意識が打ち出されてくるのか(第3部、第6章)。以上の考察を踏まえて第4に、オーストリアの農民解放は、ハプスブルク帝国史の流れ全体の中では、いかなる歴史的位相のうちに位置づけられるものなのか。また農民解放は、オーストリア=ハンガリー資本主義の再生産=信用構造をどのように規定しているのか。そして最後に、農民解放の帰結は、二重帝国統治体制全体をどのように規定していたのか(第3部、第7章)。

(2) 本論文の構成

第1部 オーストリア3月革命と農民解放

第1章 オーストリア3月革命と農業・土地問題

— 立憲帝国議会宛請願書目録分析 —

- (1) 問題の所在 — 分析視角・史料批判 —
- (2) 農業・土地問題をめぐる諸請願
- (3) 営業(商工業・金融)に関する諸請願
- (4) 帝国財政制度をめぐる諸請願
- (5) 小括 — 48年革命と農業・土地問題

第2章 オーストリア農民解放とその歴史的構造

- (1) 課題と限定
- (2) オーストリア農民解放の歴史的な前提
- (3) 賦役問題と農民解放令の成立
- (4) 農民解放事業の基本様式とその歴史的な性格

第3章 ハンガリー農民解放とその歴史的構造

- (1) 課題と限定
- (2) ハンガリーにおける封建的土地所有の構造
- (3) 改革時代の農業・土地改革構想
- (4) 3月運動＝独立戦争と農民解放令
- (5) 土地整理事業とその歴史的 성격

第二部 オーストリア農民解放の経済的帰結

第4章 3月革命後の農業・土地政策の展開構造

- (1) 課題と視角
- (2) 森林地役権、放牧地役権の調整、解除
- (3) 共同地分割及び共同利用権、管理権の調整
- (4) 耕地整理事業と混在制の廃止
- (5) 農地分割禁止制度の解除と家族世襲財産制度の存続

第5章 土地所有・農業経営構造と農民階層分化の地帯構造

- (1) 課題と視角
- (2) 土地所有構造、農業経営構造分析
- (3) 地目構成と農林業生産の地帯構造
- (4) 農民階層分化の三類型と地帯構造

第3部 オーストリア農民解放の社会的帰結

第6章 農民解放と地帯別地域社会構造

——多民族複合社会における地域構造と農民意識——

- (1) 課題と視角
- (2) 周辺諸州の農村地域社会構造と農民意識
- (3) ハンガリー大平原の農業日雇労働者社会
- (4) ボヘミア盆地の新教富農層＝農村ブルジョワ社会
- (5) アルプス・オーストリアのカトリック中小農民社会

第7章 オーストリア農民解放とハプスブルク帝国

- (1) 課題と視角
- (2) 農民解放＝農業・土地問題の歴史的位相
- (3) 農民解放＝農業・土地問題と再生産＝信用構造
- (4) マグナーテン支配と二重帝国統治体制

終章 ——総括と展望——

(3) 各部の内容要旨

第1部 オーストリア3月革命と農民解放

ここではまず第一に、1848年の3月革命における変革課題の総括的解明のために、立憲帝国議会宛の請願書の日録が分析される。それによってオーストリア3月革命における変革課題の一つとしての農の業・土地問題の位置が明らかにされている(第1章)。そして第2に、3月革命期の農民解放に至る歴史的諸前提を視野に入れつつ、3月革命期の立憲帝国議会での農民解放問題審議、農民解放令の発布、さらに革命後の新絶対主義政府による解放事業の実施の過程とその内容が、オーストリアとハンガリーに分けてそれぞれ分析・叙述される(第2章、第3章)。本部において、解読分析の対象とした第1次史料は、オーストリア立憲帝国議会議事録(Verhandlungen des Österreichischen Reichstages nach der stenographischen Aufnahme, Fotomechanischer Nachdruck der Ausgabe Wien 1849., 5 Bde, Wien 1970.)である。

内外の先行研究史は、3月革命挫折の原因として民族的契機を重視してきた(オーストリアのシュルビクH. v. Srbik. DieWiener Revolution im Jahre 1848 in sozial-historischer Beleuchtung, in: Schollers Jahrbuch 43 1919に発する研究視角が本邦でも長らく継承されてきた。矢田俊隆、進藤牧郎、広實源太郎、稲野強の各氏の研究参照)。また階級関係に着目する視点からは、とくに都市の民衆運動が一面的に強調されてきた。都市の労働貧民が中心となって展開した10月運動と皇帝の反革命の中核をなしたクロアチア軍との激突を強調する良知力氏の観点は、民衆運動を担った社会層の変革意識を当時のピラヤパンフレットを収集、分析した増谷英樹氏によって克服されたが、なお革命の全体像を構造的に明らかにするに至っていない。この点は、ウィーン大学のW. ホイスラー教授が欧米ならびに東欧の研究史整理のなかでも確認しているところである。即ち、フランス革命研究についてG. ルフェーブルがなしたような革命の全体像把握がまず必要と考えられたのである。しかもそのなかに農業・土地問題を位置づけ、農民解放問題分析の意味を確定しておくことが必要だったのである。そのための手掛かりは、1848年7月に開会したオーストリア立憲帝国議会の議事録にあった。帝国議会議事録は、3月革命期の変革課題のうち焦点となった議論の内容を伝えるものであり、また付属の帝国議会宛請願書日録は、革命を担った諸階層の変革意識を各地域毎に、また階級層、諸民族毎に歴史具体的にかつ総括的に把握するための最適の史料である。

第1章。まず第1章は、議事録付属の請願書日録分析によって、オーストリア3月革命の最も基礎的な社会・経済的内容が以下の3つの問題群からなることが明らかにされている。即ち農業・土地問題が請願の最大項目をなし、ついで営業(商工業・金融)に関する問題、さらに帝国財政行政に関する問題が請願されていたのである。各請願諸項目の分析ののち、変革の客観的条件が構造的にかつ総括的に解明される。その結果、以下の2点が結論として示される。まず第1に、3月革命課題の1つとしての農業・土地問題が、賦役をはじめとする様々な土地負担(Grundlasten)をおった、国民の最大多数をなす農民の隷民制からの解放の問題として、革命期最大の焦点をなす問題であったこと。しかも、請願書日録分析からも明らかなように、封建的土地負担からの解放をめぐる議論

は、単に農民に関わる議論であったに止まらず、「所有権秩序」、ならびに「信用制度」維持の観点に伴いつつ、有償解放か、無償解放か、償却金の国庫負担か、農民負担かを争点として、国民階級層の利害に関わる全国民的問題であったこと。また第2に、3月革命期のオーストリアの農業・土地問題は単なる農業問題に止まらず、3月前期のメッテルニヒ体制という封建農業国家の統治構造、わけてもその社会的基盤に関わる問題でもあったこと。というのは、農民追放に伴う担税農民層の没落、封建地代水準の低下と領主の財政危機と債務者化、貴族の免税特権の存続といった諸要因は、3月前期メッテルニヒ体制崩壊の総括的表現たる財政破綻を規定する基礎的かつ構造的諸要因を構成していたからである。また君主権力にとっては、国民の最大多数をなす農民層を隷民の地位から国家市民の地位に引き上げることによって、集権の絶対主義の社会的基盤を確保する一方、免税特権を持ち、等族議会に勢力をもった社団的中間権力を排除して統治構造全体を再編する有力な手段として農民解放問題は、位置づけられていたのである。

第2章。第3章。第1章の構造把握に対して、ここでは農民解放の歴史的前提、農民解放問題の審議と解放令の成立過程、さらに革命後の農民解放事業の経過とその基本様式が解明される、いわば歴史的推転過程の分析・叙述にあてられる。オーストリアとハンガリーでは、農民解放の前提、解放運動の歴史的 성격が異なっており、解放事業の歴史的 성격にみられるそれぞれの諸特徴が歴史・具体的に解明されている。まず第2章のオーストリアについては、K. クリュンベルクの分析に依拠して封建的土地所有構造解体の地帯構造を確認したのち、封建的危機に対する対応形態としてのオーストリア啓蒙専制主義の農民保護政策と農業改革の具体的内容が分析されている。その結果、農民保護が啓蒙専制主義の社会的基盤の創造にあったこと、その意味では君主権力の政策は、絶対主義的集権化政策の一環をなすものであったこと。これに対抗する領主の対応は、あくまで当事者間の合意に基づく高額有償償却路線に固執するものであったことが、示されている。封建領主層のうち、わけても領主直営地経営の積極的拡大を志向する階層は、一方で農民追放と他方での賦役強化を大々的に行った（ベーメン、メーレン、シュレーゼン、下部オーストリア典型）。これに対して農民的小商品生産の拡大によって農民層が自立性を強めつつあったところ（ザルツブルク、チロル典型）では、封建的土地負担からの最終的解放が日程にのせられた。3月革命の過程を経てオーストリアで貫徹した農民解放の原則は、賦役、生産物地代そして貨幣地代といった封建的土地負担の安価な補償による解放であった。封建的土地負担は、基本的には一定の比率で貨幣に換算され、各州信用金庫が20倍で資本還元して相当額の土地負担解放証券として旧領主層に与えられた。補償負担は、オーストリアでは主として農民と州庫が共同で負担した。農民解放事業は、内務、法務、大蔵の三省が統括し、内務省所管の各州土地負担解放委員会が補償額の算定と償却の事務を担当した。安価な有償償却路線の貫徹は、いわば「封建地代の資本還元分」を旧領主層に対して打ち出すところの本源的蓄積の基礎過程に他ならなかった。

次に第3章においては、ハンガリーについて同じ過程が考察される。3月前期のハンガリーの封建的土地所有関係の特徴づけるのは、農場領主制の圧倒的支配のもとでのフーフエ農民の著しい解

体傾向であった。免税特権を有するハンガリー貴族に対して、ハンガリー農民から安定的な地租を確保していくためにマリア・テレジア以来土地台帳作成事業が企てられたが、ハンガリーの領主層と農民層はこの事業を忌避した。ハンガリー農民の土地無しのホイスラー層への分解の止めどもない趨勢のもとで、グーツヘルシャフトそれ自体の労役土壌が変化していくことが、この地方の農民解放を必至ならしめた最大の要因であった。ナポレオン戦争後、ハンガリー農業・土地制度再建のための構想としては、有償解放方式を提唱するセーチュニーの立場、国庫負担での強制的・一挙的解放を主張したコッシュートの立場そして農民の封建的諸負担の無償廃止と農民保有地の全面解放を求めるターンチチの立場が交錯した。ハンガリーの3月運動は、コッシュートら下級貴族の主導の下でオーストリアからの分離独立を求める独立戦争となった。ハンガリーのパチャーニ政府は、ウィーン政府とは独自に農民解放令をいち早く（4月11日皇帝裁可）発したが、それは国庫負担での強制的な農民の封建的諸負担の廃止をうたうものであった。このような対応は、農民層の変革のエネルギーをハンガリー独立戦争のそれとして吸収せんとする下級貴族層の思惑を背景としていた。しかし、土地制度変革の展望が示されていくにつれて、ハンガリーの農民解放が主として土地台帳上の農民のみを対象とし、領主地農民や残余地として土地台帳に記載されていない土地を耕作してきた農民、さらに圧倒的多数を占めていたホイスラー層に対しては、何らの配慮をも示していないものであることが明らかになっていった。その過程で、ハンガリー独立の戦力は動揺を余儀無くされていくが、1849年春に成立したコッシュート政府は、農民に解放する土地の範囲を土地台帳整理の段階で現実に農民が利用していた土地に広げた。しかし、農民層の支持を確かなものとする前にハンガリーは、制圧されたのである。ウィーン政府は、革命後の新絶対主義の体制のもとで、ハンガリーを五管区の直轄支配下に置き、反動的貴族層なかになくジェントリー層を牽制するために、免税特権の廃止と農民解放事業を国庫負担で強力に押し進めていった。その基本原則は有償解放であったが、さらにハンガリーでは領主・農民間の土地所有区分を明確化することが不可欠であった。1853年勅令に基づく土地整理事業は、土地裁判所での係争・訴訟手続きに最終決着を委ねるものであったから、この事業は顕著な階級闘争の舞台となった。残余地の確定や農民と領主の土地の測量確認のために雇われる技師は、基本的に旧領主層の利害を代弁した。従って、この事業にあってもハンガリーの旧領主層は自らの利害を護りえたのである。このようないわば「地主エンクロージャー」によってハンガリーでは、巨大ラテイフンデイウムと土地無し農民層を基調とする土地制度が生み出されていったのである。

第2部 オーストリア農民解放の経済的帰結

ここでは、3月革命後の農民解放の帰結を農林業生産の基礎的構造の解明のなかから明らかにしていくことが課題となる。というのは、農民解放というのは、さしあたり領主・農民間の封建的土地所有関係の廃止（領主裁判権の無償廃止、農民に対する人格的自由の付与、農民の封建的土地負担からの有償解放等）を実現したものであって、それが即、封建的、前近代的土地利用形態（領主の所有に帰した林野での農民の森林地役権、放牧地役権の行使、農業共同体の存続の下での共同地

の共同用益、三圃制農法と関連した耕地の混在制のもとでの耕地利用)の解体編成替えを実現させるものではなかったからである。3月革命後の新絶対主義政府は、いかなる農業・土地政策をもってこれを實現していったのであろうか(第4章)。そうした諸政策を媒介として、オーストリアの農林業はいかなる構造をもつにいたったであろうか。またそれに照応して農村の諸階層は、いかなる階級分化の過程をたどっていったのであろうか(第5章)。

第1の課題については、沢村康氏の先行研究(『中欧諸国の土地制度及び土地政策』改造社1930年)が本邦では古典的位置を占めている。ここでは、1899年に皇帝フランツ・ヨーゼフ在位50年を記念して出版されている『オーストリア農林業及び関連工業史』という包括的な同時代の研究書、全5巻の解説、分析によって沢村氏の先行研究の水準を抜く史実の発見と問題整理を意欲した。第2の課題については、ハンガリー農林業統計の分析を試みた南塚信吾氏の先行研究(『東欧経済史の研究』ミネルヴァ書房 1979年)があるが、分析の密度は全帝国を覆うものではない。そこで我われは、オーストリア統計資料集の全体的、包括的分析、整理を行った。そしてオーストリア農民解放のいわば経済的帰結を見定めんとしたのである。各章の要点のみを以下に示そう。

第4章。オーストリア農林業生産に残存した前近代的遺制のうち、新絶対主義政府がその廃絶に最も力を入れたのは、森林地役権、放牧地役権の調整、解除であった。1853年の「木材取得権、放牧権並びに森林生産物取得権、若干の地役権及び共同地所有権、利用権の調整と解除に関する勅令」は、3月革命期に約束された農民の地役権有償廃止の原則を後退させ、代わって地役権の調整を前面に押し出すものであった。解除がなされる場合にもその方式の選択は、一切旧領主層の意のままであった。即ち、地役権者たる農地の意思ではなく、専ら義務者たる旧領主の意思が尊重されるという原則が立てられていたのである。内務省直属の三級の機関がこの実施を執り行った。1880年代に完了するこの事業の成果は、地役権を負った森林面積が19世紀末には、14.9%へと減少していることに示されている。特に私有林野での地役権調整、解除の進展が著しく、これは旧領主層が新たな山林経営者としてオーストリア農林業経営の枢軸を担ったことを意味する。他方、地役権の残余はわけても皇帝御料林や帝国森林に多く、これはオーストリアでは山村農民の皇帝崇拜の物質的基礎となったのである。

これに対して、共同体農民相互間の共同地分割や、共同利用権、管理権の調整に関する措置及び耕地整理事業は、いずれも農民層の生産基盤と関連する大切な事業であったが、ここでは必ずしも政府の積極的な推進意欲は示されず、基本的には農民の主体性のもとに放置された。共同地分割に関する帝国法また交換分合政策を越えて土地整理のための帝国法が出されるのは1883年のことであった。しかもこれはいずれも、あくまで全帝国に対する概則、特例規定であって農業政策の主導権は、1860年以降の立憲体制への転換以来、各州政府の手に移っていたのである。しかも、上記の帝国法に基づいてこれを実施した州は極めて限られていたのであった。従って、オーストリアの農民経営の圧倒的多数は下部オーストリアやチェコ地方の一部の富農経営を除くと、一般に土地所有の細分化と耕地の混在制の残存の下で集約的独立農場経営への展望を見いだせぬまま停滞していくことと

なるのである。

こうした事態を決定づけたもう一つの要因は、農民の土地についての農地分割禁止制度が1868年の帝国法によって廃止の方向に向かったことである。しかしその実施は、あくまで各州の実情にあわせた州法制度に委ねられることとされた。従って例えば、チロルのような山岳州では耕地の細分を危惧して農場分割禁止制度ならびに一子相続制度は頑強に維持されていった。しかし一般には、オーストリア民法典の規定する分割相続制が各州において導入されていくが、これは高利禁止法の解除と相まって農民的土地所有の細分零細化を決定づけていったのである。これに対して、貴族的土地所有についてはオーストリアについてもハンガリーについても、家族世襲財産の設定が認められることによっていわゆるマグナーテン経営存続の法的保証が与えられた。家族世襲財産として設定された土地や山林等は、長子限定相続のもと負債からも自由とされたので、抵当負債を通じての土地の商品化の枠外に置かれたのである。以上の考察から、3月革命後のオーストリアの自由主義的農業・土地政策が、基本的には旧封建領主層の利害を優先させつつ、農民の主体性にすべてを委ねるものであったということができよう。

第5章。このような一連の政策の客観的効果は、19世紀後半にオーストリアで定着した農業・土地所有構造また農業構造の分析によって検証することができる。そして、そうした客観的諸条件との関連においてはじめて、農村の階級分化過程が把握されうるのである。その結果、我われは以下のような明白な地帯構造上の多様な性格づけを得た。

まず、農業・土地所有構造について。オーストリア＝ハンガリーでは、借地関係の展開はハンガリーにおけるユダヤ人借地農やダルマチアやボスニア・ヘルツェゴヴィナの借地関係を除けば一般的ではなかった。従って、土地所有構造と経営構造に大きな乖離は存在していない。ベーメンとハンガリー、そして下部オーストリアを特徴づける共通の特徴はマグナーテン的的巨大ラティフンディウムが存在することである。しかし、土地所有ならびに経営構造の全体を比較してみると、ハンガリーには土地無し農民の大群に接続する零細農が堆積しているのに対して、チェコ地方では富農や中農層が分布しており、オーストリアでは中小農民層が厚みを持っていた。このような地帯構成上の特徴は、地目の構成と照応させたときにはじめて意味をもつ。ハンガリーが輸出向けパン穀物である小麦の単作地帯である大平原をもつものに対して、チェコ地方はビート糖を基軸とし、畜産と畑作を有機的に結合した輪作農業の地帯であるボヘミア盆地をもつこと。またアルプス・オーストリアが移牧と穀草交替式農業を特徴とする酪農地帯であること。これに対してガリツィアや南スラヴの地域は、休閒地を伴う三圃制農法を克服しえず、耕地混在制遺制の下で著しい低生産性と農業危機を迎える地帯であること。こうした客観的構造のうえに、オーストリア＝ハンガリーの農村における階級分化過程は大きく分けて以下の3様の形態をとっていた。第1類型——農民諸階層全般的零細化型の地帯（ハンガリー、ガリツィア、南スラヴ諸州、トランシルヴァニア）。第2類型——農民層両極分解型の地帯（チェコ地方、南部ハンガリー）。第3類型——農民層均衡停滞型の地帯（アルプス・オーストリア）。

第3部 オーストリア農民解放の社会的帰結

第2部において果たされた全帝國的視野からの概括的把握を踏まえて、以下第3部では地帯毎にそれぞれ特殊な存在形態をとる土地所有者層及び直接生産者層の生成過程に注目しながら、さらに立ち入って各地帯毎に農村の階級分化過程、そこから打ち出されてくる地域社会構造、そして農民層の多様な生活意識とその諸特徴が考察されている。その際ここでは、多民族帝国オーストリア＝ハンガリーの歴史的な性格を規定する民族構成と階級構成との関連、またそのうちに具体的に現れてくる地域主義の問題に焦点が当てられ、考察が進められている。

本部の視角がもつ研究史上の位置について確認しておくならば、次のようである。土地改革を起点とする階級分化過程に関する古典的研究としては、平野義太郎『日本資本主義社会の機構』岩波書店 1934年がある。本邦では、ロシアの労働革命後の社会科学は階級関係分析を重視し、戦後歴史学においては民族の発見がなされた（石母田正『歴史と民族の発見』東京大学出版会 1952年）。また変革主体の階級的自覚や資本と土地所有を貫くエートス論（マックス・ウェーバー『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』1904年参照）も歴史分析の課題として取り込まれてきた。しかし、我われの方法的視角の独自性は何よりも、具体的な地域社会の実態を分析しつつ、これとの関連において地域住民の生活意識（ホセ・オルテガ・イ・ガセット『理念と信念』1940年）を捉えようとしたところにある。社会思想史的アプローチが同時代の知性といういわば頂上部分の追跡にあるのに対して、社会の基礎構造の中に組み込まれつつ、その日常的営為をもってこれを再生産している人々の生活意識の地帯的、地域的諸特質を問題としたのである。かれらの自治意識や自治能力の陶冶の過程の解明を課題とする今後の新たな研究方向に繋げたいからである。ここでの分析史料としては、単に同時代の報告書、論文、紀行だけではなく、ことに地域住民の生活意識を具体的に形象化するために文学作品や伝記、民謡、英雄叙事詩なども広範に利用した。経済的利害関係や政治意識にのみ解消しえない伝統的、歴史的な社会的結合関係のもつ、まさにエートスをこそ問題としたかったからである。以下、第3部の内容を要約しよう。なお第1部や第2部においては、史料の整備されているオーストリア、ハンガリー、チェコ地方といった主要地帯の分析が焦点となったが、ここでは逆にガリツィアや南スラヴ諸州、トランシルヴァニア、軍事国境線地帯といった周辺諸州の地域社会構造並びに農村民の生活意識の解明に最大の焦点が置かれている。そのうえで順次、支配の中核へと考察が進められている。そうすることによってオーストリア＝ハンガリー二重帝国統治の重層構造を立体的かつ構造的に明らかにせんとしたのである。

〔1〕軍事国境線の南スラヴ人屯田兵農民層

トランシルヴァニアの南方の対オスマン・トルコ国境には、軍事国境線（ミリテール・グレンツェ）〔1535－1881年〕があった。この地域に入植した南スラヴ人やルーマニア人達は、対オスマン・トルコ国境に屯田兵として張りつけられた武装農民達であり、特殊な土地制度のもとに置かれた。彼らは皇帝直属の統治下におかれ、受領した土地の代償として終身の軍役義務と若干の公的賦役を負ったが、課税免除、国有林、王有林の自由な用益の特権を享受していた存在であった。土地につ

いては、売買、借地、抵当、土地分割の禁止を義務づけられ、平和時には国境監視、盗賊、密輸団の追跡を行いつつ農業に従事した。彼らはまた、ザドルーガと呼ばれる特異な大家族世帯共同体をなして生活しており、共同所有、共同耕作、共同分配の生産関係のもとで自治的村落行政組織をもっていた。グレンツァー農民はいわば貧しさと危険の共有ともいえるべき農業共産主義の生活意識とともに、自らの特権が護られている限りにおいては、皇帝崇拜を特徴としており、3月革命期のウィーン包囲の反革命軍の中核をなした。しかし、ハンガリーとのアウスグライヒならびに全帝国への一般兵役義務の導入は、軍事国境線農民の諸特権に基づく対オスマン・トルコ国境防衛の必要を失わせた。その結果、彼らは低い農業生産力と森林用益権の喪失、地租負担をもたらしたハンガリー民政統治のなかで次第に窮乏零細農民の大群となって、二重帝国統治体制に対する不満を高めていくのである。

〔2〕クロアチア・スラヴォニアのザドルーガとイノコスナ農民

クロアチア・スラヴォニアへのオスマン・トルコの進入は、南スラブ人農民層の生活条件を一変させた。ハンガリーとの同盟によって長期の戦闘に従事した貴族領主層は、その負担を農民に課した。軍事費の増大、軍事施設の建設賦役、軍隊舎営の負担増等は、農民反乱を誘発したが、その凄惨な弾圧のもとで農民自身は伝統的な家父長制大家族を中心に独自の生活防衛組織たるザドルーガを編成していった。これは、血縁関係のみならず、名親関係、宣誓兄弟関係によっても拡大された。南スラブ人ザドルーガは、トルコの軍事的脅威の存在している間は、豊富な人的資源の供給源として、封建領主層にとっては賦役の、また中央権力にとっては安上がりな辺境防衛兵士の調達のための恰好の装置として温存されていった。ザドルーガの一家政は、最大のもので50人から100人の成員をかかえることもあったが、共同所有、共同生産、共同消費の農工未分化の自給生産の単位をなしていた。軍事国境線の確定とトルコ勢力の後退、そのもとでのハブスブルク家による集権化、ドイツ化政策の進展は、民政クロアチア・スラヴォニア地域におけるザドルーガに対する評価を変えていく。ザドルーガのメリットを最大限に生かした領主層に対して、安定的な国税収入を確保していくためには、ザドルーガを解体し、単婚小家族単位でこれを掌握する必要があるのである。マリア・テレジアの土地台帳令、ナポレオン戦争期イリリア王国への編入下の分割相続制の導入そして最終的には3月革命期の農民解放政策が、クロアチア・スラヴォニアのザドルーガの規制、監督が存続したのであり、経営的投資のための信用の取り込みを阻害された零細農民の蔓延状態を生み出していたこうした農民層は研究史上イノコスナ農民と呼ばれている。ザドルーガの伝統的生活意識は、農村社会における平等意識や家父長徳の尊重の意識を生み出し、富農層の資本蓄積を阻み、彼らを農村に寄生する高利貸しや小商人に転化させていくこととなった。

〔3〕南部ハンガリーの南スラブ人富農層

軍事国境線の北部、ハンガリー大平原の南部にあり、セルビア人のアテネと呼ばれるノヴィ・サドを中心とする肥沃な地域は、中世以来のシュヴァーベン・ドイツ人、マジャール人そしてセルビア人の混住の地域であった。ここで注目したいのは、ザドルーガにかかえこまれず、単婚小家族を

形成しつつ、穀物生産、輸出拠点として発展していく南部ハンガリーのセルビア人の富農層の資本蓄積を支えた共同組合運動の展開である。オスマン・トルコの進入後、マジャール貴族層の牽制のためにハプスブルク家はこの地域にドイツ人とセルビア人の入植を奨励した。10年の免税特権をもって入植したセルビア人農民達はグレンツァー農民やザドルーガ農民とは異なり、シュヴァーベン・ドイツ人に近い自由農民的性格をもっていたのである。農民解放政策によってギリシャ正教会やマジャール貴族への貢納負担から解放されると、この自由農民的性格は決定的となった。彼らは都市の南スラヴ民族資本からの資金を、自らを組織化した協同組合運動のなかに引き込みつつ、階層分解を遂げていくのであり、このような農村を基盤とした新たなブルジョワ的要素の成長は、南スラヴ民族主義運動の客観的基盤を提供していったのである。

〔4〕 トランシルヴァニアのルーマニア人雇役農民層

トランシルヴァニアは、ハンガリーのマジャール人領主層の支配下に置かれていたが、3月革命後この地域を軍政直轄統治下に置いた。そして3月革命期に噴出したルーマニア人農民によるマジャール人領主直営地の占取用益を、軍政官は容認する政策を採りつづけるのである。1850年代のクリミア戦争に伴う穀物景気は、この地域のルーマニア人農民層の自由な発展を可能にするかのようなようであった。しかし、その後農民と旧領主間の係争の形をとって土地裁判所判決でもって行われていく土地整理事業の推進過程において再び、マジャール貴族層の土地支配利害が貫徹していくことになった。その結果19世紀後半のトランシルヴァニアでは、土地貸与の代償として地主の直営地における労働奉仕を義務づけられる雇役制度が蔓延していくこととなった。かくてこの地域も農民層の全般的零細化を余儀なくされているのである。

〔5〕 ガリツィアのポーランド人・ルテニア人雇役農民層

ガリツィアは、3月革命期に国庫負担での農民解放が約束された地域であった。というのは、1846年のタルノフにおける農民一揆が、ポーランド貴族層主導の独立運動を牽制するための手段としての農民解放政策をウイーン政府に決断させたからである。しかし、反革命勝利後、ガリツィアで採用された実際の解放事業は、州庫負担の債券発行の形態で行われており、最終的な償却負担は地域住民の大多数をなす農民層によって担われざるを得なかったのであった。ただし、ガリツィアでは土地無し農民の堆積が進んでいなかったから、封建的諸負担から解放された土地片をとにかくも自らのものとした点で、農民が手にした土地は、皇帝からの贈り物と観念されたのであった。とはいえ、ガリツィアの農民の手にした土地は、混在耕地制の残存物の様相を呈しており、分割相続制の導入にともなって零細小地片に細分化していく傾向をもっていた。ライ麦の生産と火酒の輸出をもって世界市場に乗り出していくポーランド貴族層は、その労働力の安価な調達を必要とした。混在制農業の低い生産力に甘んじ、土地負担解放の償却金を地方税付加税の形で負っていた農民層に対する貨幣前貸しによって貴族層は、雇役農民を打ち出していくのである。これによって地主直営農場における貨幣賃金の節約が達成されたのである。かくてガリツィアにおいては、農民層の零細化だけではなく、いわば農民経済壊滅型（藤瀬浩司）とでもいうべき地域特性が刻印されていっ

たのである。その結果、第一次大戦前にはこの地域から総計百万人以上もの零細農民が対米移民として流出していったのであった。

〔6〕ダルマチアの南スラヴ人コロナート農民

ガリツィアと並ぶハプスブルク帝国内の農業危機の地域であったダルマチアは、イタリア人都市貴族による農村の南スラヴ人小作農民支配の体制が長く維持されてきた。この小作農民関係はコロナート制と呼称されてきたが、3月革命の農民解放政策の枠外に置かれた。というのは、都市貴族による農民への借地貸出は、ローマ法的な単なる賃貸関係であって、何ら封建法的な内容を持たぬものとして処理されたからである。ただし、ラグーサ＝ドロヴニークのコンタデイナート制のみは、借地関係に賦役奉仕が付着していたことから解放、償却の対象となった。この地域は中世以来、ヴェネツィア共和国の支配に置かれた地方であったが、1815年にオーストリア領に編入された。コロナート制を近代的な借地関係とウィーン政府はみなしたが、その実態は決して資本制生産に対応したような近代的借地関係ではなかった。ザドルーガの分裂解体の結果、広汎に生み出された零細農民に対するイタリア人都市貴族による寄生地主的な小作農民支配を特徴としていたのである。収穫物の半分が地主のものとなっただけでなく、小作農民の投下資本の残存価値に対する補償は無かったし、作付強制が一般的であった。このような条件のもとで、オリーブや葡萄の栽培を強制されていた南スラヴ人コロナート農民たちは、輸出向けダルマチア産葡萄酒がイタリアとの競争に直面していく19世紀末には、深刻な農業危機に直面するとともに、ガリツィアに次ぐ大量の出稼ぎ、移民労働力を排出していくこととなった。

〔7〕ボスニア・ヘルツェゴヴィナの南スラヴ人クメート農民層

この地域が帝国内に委任統治領として編入されるのは、1878年のビスマルク主催のベルリン会議の決定によるものであった。従って、3月革命期の農民解放政策と直接の関連はないが、この地域は帝国の辺境植民地としての性格をもつうえに、正教セルビア人、カトリック教徒クロアチア人そしてイスラム教徒の「トルコ人」＝オスマン人の混住の地帯として内政上の最大の不安定要素をなす点で格別の注目を要する。ここで支配的であった農村社会の支配構造は、回教地主トルコ人による南スラヴ人小作農民搾取の関係であった。この関係はクメート制と呼ばれた。委任統治によって、オスマン・トルコ支配時代に形成されたこのような土地制度をオーストリアは引き継いだのであるが、この関係に対して抜本的な改革を断行することはなかった。すでにオスマン・トルコ時代にうちだされていた当事者の合意に基づく有償償却路線を引き継ぎ、償却事業援助のために銀行が援助を与えるというものでしかなかった。1908年の合併ののち激化していく南スラヴ人の反ハプスブルク闘争、南スラヴ人の分離、独立運動に直面したウィーン政府は、1911年、新たな州債券発行方式による事業の推進を図った。しかし、あくまでムスリム地主とクメート農民間の合意形成に委ねたために、その実際の成果は限られていたのであった。かくしてこの地域のクメート農民層も基本的には反封建的支配関係におかれた零細農民層として南スラヴ民族主義運動の熱狂に巻き込まれていくのである。

〔8〕ハンガリー大平原の農業日雇労働者社会

ハンガリー大平原は、19世紀後半以降帝国内最大の穀物、わけでも小麦の生産地帯となる地域であり、巨大ラテイフンディウム農場を経営するマグナーテンと日雇農業労働者の大群との対抗関係が農村社会の特徴をなしていた。3月革命期の農民解放政策は、民族独立運動を主導したバチャーニヤコシュート政府の下でも、基本的には土地無し農民の大群を抱えるに至ったハンガリーの農村住民の革命的エネルギーを吸収することができなかった。反革命勝利の後、ウイーン政府はハンガリーを直轄統治下に置きつつ、国庫負担での有償解放と土地整理事業の推進によって、マグナーテン主導の「大地主エンクロージャー」を強力に推進していった。分離独立の民族主義運動の担い手であったジェントリ層を牽制しつつ、土地無し農民の大群に対する直接負担を回避して、マグナーテンの利害を擁護することによって新絶対主義の体制を安定化する必要があったからである。その結果、ハンガリーの土地制度は富農層や中農層の厚みを欠く、巨大ラテイフンディウムの下での農民層の土地喪失、農業労働者化を特徴とすることとなった。この農業労働者の大群の階級的結果が農業労働者ストライキとして、ハンガリー大平原を中心に多発するとともに、ハンガリー農業社会主義運動における変革課題をめぐる論争が本格化するのには、農業不況を随伴した大不況期（1873-96年）ではなく、それ以後20世紀にかけてのことであった。その理由は、オーストリア＝ハンガリーの金本位制採用（1892年）によってはじめてイギリス制農業機械輸入の条件が整い、それによってハンガリーが最大の穀物輸出基地と化するための前提条件が整っていくからである。大平原における機械の導入は、ハンガリーの農業労働関係に付着していた耕作委託や収穫分け前といった農業労働者の生活費補充条件を奪いとる形での農業の資本主義化を決定的なものとした。また機械導入は、直接収穫、播種、犁耕といった農業労働の基幹部分を日雇労働者から奪うものであったから、彼らはストライキをもってこれに対抗していった。社会主義運動は、ハンガリーでは農村におけるこうした条件を背景に展開していくが、大土地所有経営への土地集中を法則とする立場（エンゲルス——カウツキー——デーネシュ——チズマディア）と大農場分割による自営農民層の創出を変革課題とする立場（ダーニエル）とが鋭く対立していくこととなったのであった。

〔9〕ボヘミア盆地の新教富農層＝農村ブルジョワ社会

ベーメンのボヘミア盆地は、チェコ民族主義運動の揺籃の地である。この地方には、ヤン・フスの宗教改革運動ののち新教勢力が根をおろすが、30年戦争（1618-48年）でのチェコ人新教貴族の敗北、掃滅ののちドイツ人旧教貴族層が入封した。中世以来、都市には都市法を持ち込むドイツ人商人や手工業者そしてユダヤ人が居住した。農村ではドイツ人旧教貴族によるグーツヘルシャフトが広汎に展開した。賦役農民としてのチェコ人新教農民層を構成していたのは、零細農民だけではなかった。3月革命期の農民解放が有償解放路線をとったとはいえ、ボヘミア盆地の農業・土地制度を特徴づける点を要約的に示せば、それは農民層の両極分解のなかから析出されてくるチェコ人富農層の厚みである。彼らは、農村居住のブルジョワジーとしてチェコ民族主義運動を支える現実的基礎を形成した。農民解放政策の後、彼らの蓄積基盤をなしたものは甜菜の作付けとそれを原料

基盤とするビート糖の精製であった。甜菜の作付けは、休閒地を伴う三圃制農法を克服する輪作体系を可能とし、畜産と畑作を結合するチェコ農業に革命をもたらした。ビートの精製は、大規模機械装置を必要とするものであったから部門間波及効果をもって、チェコ産業革命を現実のものとした。ドイツ人が繊維工業を蓄積基盤とし、ユダヤ人が金融・商業を掌握していたのに対してチェコ人は、ボヘミア盆地のビート糖を帝国の三大輸出品の一つに育て上げることによって、農村の直中から成長した自生的産業資本となっていくのである。彼らの資本蓄積を支えていった農業貸付金庫の役割も無視できない。大不況突入後、アメリカ産やロシア産穀物の大量流入の側圧を受けたハンガリー農業が高率穀物保護関税の防壁の下で、穀物単一栽培から火酒やビート糖の生産に乗り出してくると、チェコ地方は農業自由主義の本場として自由な帝国内の農業生産分業体制を擁護する姿勢を示したのであった。自助努力によるプロテスタント的な日常的営為が彼らの生活知識を支えていたのである。農業労働関係においてチェコ地方を特徴づけるのは、デプタート（現物給与）労働関係であった。これは、家族全員の農場居住を前提に賃金、住居にいたるまで地主との現物を媒介とした労働契約であった。農工の生産分業関係が、高度に発展し、農外の高賃金収入の可能性が存在する一方、常雇の労働力を1年を通して必要としたチェコ地方では、家族全員に対して様々なプレミアムを伴う契約日雇賃金労働関係も展開したのであった。

〔10〕 アルプス・オーストリアのカトリック中小農民社会

アルプス・オーストリアは、重金主義時代の貴金属生産はもとより、初期資本主義期を特徴づける王侯・貴族地主と前期的商業資本との結合による製鉄、製塩そして木材業の発展によって経済的に枢要の地位を占めている。農業の基本は、アルム経済と呼ばれる酪農・畜産の地帯である。ここでは、大規模な封建領主直営地経営発展の余地なく、共同放牧関係によって支えられた中小農民経営の化石化を特徴とした。農民解放政策の結果、共同的な生産関係を離れた孤立した独立自営農民層が成立したわけではなかった。また、平等分割制度は、零細農民経営を蔓延させるものとの観点から一子相続制度も一部諸州では維持されていったのである。その結果、この地方を他の地域とは区別する農業労働関係が成立した。それが、奉公人（デーノストボーテン）層をかかえる中小農民経営の化石化の構造である。彼らは、オーストリア一般民法典に規定された平等な相続権者としてではなく、相続から排除された生涯、結婚も許されぬ農村の常雇の労働力としてアルプス・オーストリアの山村に滞留しつづけた。中小農民経営のもとでは、合理的な定款をもつ協同組合化が旧来の山村農民共同体の伝統を纏いながら酪農、畜産の各分野で緩やかに展開していった。カトリック的な位階制的職能身分制社会の観念がこの地帯の化石化した農民生活の揺るぎない基礎をなしていたのである。協同組合運動や貯蓄金庫組合といった現実生活に根ざした地域的活動こそが政治活動の基本でもあったのであり、社会民主主義の説く労農同盟や大地主主導の農業団体運動などと区別される中道的なキリスト教社会党という地域に根ざした政治活動を生み出していくのである。こうしたカトリック中小農民層の指向性の基礎にあるものこそ、州分権主義反動としてK. レンナーやO. バウエルが退けたところの中世に逆上る等族自治財政の自律的展開という歴史的伝統なの

である。

第7章。ここでは、3月革命期オーストリア農民解放の歴史的位相が総括的に考察されている。同時に農業・土地所有の構造がオーストリア＝ハンガリーの再生産＝信用構造に与えている規定性が問題とされている。そして最後に、二重帝国統治体制全体に対する歴史的規定性が扱われている。要点のみを記しておこう。オーストリアの農民保護から解放政策への推転というのは、封建的危機に対応して押し進められた統治体制全体の編成替えの有力なファクターだったのであり、単なる農業経済上、また財政政策上の問題だったのではない。地域構造の多様性を含みつつも、山林（オーストリア）、火酒（ガリツイア）、穀作（ハンガリー）、ビート糖（チェコ）の各分野で成立したマグナーテン経営の支配的地位こそは、オーストリア＝ハンガリーの総再生産＝信用構造ならびに二重帝国統治の基本構造を決定づけるものだった。3月革命期の農民解放は、その意味において二重帝国の近代文化の質を決定する極めて重要な出来事だったのである。

(4) 本論文の総括と展望

資本主義から社会主義への体制移行の展望のなかで語られた19世紀末、20世紀初頭の欧米の農業・土地問題について、すでに我われは次のような理論的かつ政策論的な立場の欧米の農業・土地問題について、すでに我われは次のような理論的かつ政策論的な立場を知っている。まず、ホームステッド法（1862年）を起点とするアメリカ中西部の地代なき機械化農業の側圧のもとで、農民的小経営に対する大規模経営の優位と西ヨーロッパ農業の大規模経営の改造の必要性和土地国有化の必然性を説いたマルクス。その彼がロシアについては「租税の搾木にかけられた」ミール共同体が、社会主義的共同生産組織へと改造しようとの展望を示すことによって、農業そのものの近代的進化にとって「必要な一通過点としての土地所有（人格的自立の基礎）」がもつ歴史的意義を西ヨーロッパに限定していたこと。

第2に、イギリス農業における三分割制（近代的地主、借地農資本家、農業賃金労働者）を、農業における資本主義発展のモデルと考えたM. ヴェーバー。彼が、プロイセン・ドイツ農業特にエルベ川以東のユンカー経営にみられる農業経営者のインストロイテからデプタートないし貨幣賃金労働者への転換の実態研究に依りつつ、ことに三分割制への接近を示していた世襲財産的マグナーテンの大農場への小借地農業労働者確保と、西部ドイツ零細農民の東部への内地植民によってドイツ帝国主義の合理的改造をめざしたこと。

第3に、19世紀末、20世紀初頭におけるドイツやフランスの社会民主党の農業綱領作成と関連して、労農同盟の政治的展望のなかで問題とされた小農民保護政策について言えば、エンゲルスの一般的運動法則貫徹という立場が、中小農民経営の没落の必然性を説くカウツキー農業理論へと継承されていくこと。これに対して農業統計の現実を踏まえて一般的運動法則の修正を唱えるベルンシュタインらの立場が異端とされてきたこと。

第4に、ロシア社会の核心をなすミール共同体の強固な残存の事実を踏まえて、ロシアにおける資本主義発展の可能性を否定したナロードニキへの駁論としてレーニンがとった「農民分解」と社

会的分業、国内市場発展に関する一般的運動法則解明の立場。この立場が、ロシア第一革命に対するストルイピン改革（1906年）への対抗策作成に際していわゆる農業進化の二つの道論（アメリカ型とプロシャ型）へと深化されていったこと。

東中欧の知性達は、先に考察したような多様な農業土地制度の現実を踏まえていったいいかなる展望を打ち出していたであろうか。ここでは、ハンガリーのダーニエルの打ち出した農業綱領路線が、世襲財産やマグナーテン経営を3月革命期の農民解放の地主的性格の生み出した、非合理的粗放経営に帰結する大規模経営の典型と見て、その収用と土地無し農民への分配による小農民経営の創出、農業協同組合への組織化、集産主義への移行を主張するものであったこと。また各種農業協同組合に結集した中小農民の利害擁護をめざしたオーストリアのキリスト教社会党の立場が、中小農民の均衡停滞という現実に根ざしたものであったこと。この立場は、3月前期の西南ドイツのF. リストが「土地の過度な集中の下でプロレタリアートの恐怖に怯えるイギリス」、「土地の過度の細分の下で官人支配とボナパルティズムを特徴とするフランス」との対比において、中小農民の精神的、経済的自立と地方自治体（コルポラツイオン）の代表制によってのみ達成される立憲君主制体を志向した「中道」の立場と連なるものであること。さらに農民層の両極分解型の特性をもつチェコ地方が農業自由主義の立場をとったのに対して、南スラヴの農業危機の地域では伝統的なザドルーガ遺制が農業共産主義への親和性を示すこと。

このような多様な歴史的條件は、この地域の農業・土地問題が一般的な二者択一的段階規定によって一挙に解決されるようなものではなく、地域の歴史的伝統を踏まえた不断の改革努力をこそ必要としていたのだと言えるのではなからうか。今日、国民国家や国民経済をアプリオリに前提し、階級的視点のみに基づいて農業・土地問題を政治や経済の問題として語ることの限界がいよいよ明らかであるとすれば、我われにいま必要なのは多元的地域主義を核心にもつヨーロッパの歴史的伝統に根ざした地域社会の具体相を解明していくことなのではあるまいか。

論文審査結果の要旨

本論文は全3部7章から成り、まず「第1部 オーストリア3月革命と農民解放」は、1847年7月立憲帝議会議事録付属の請願書目録を分析して革命の全体像を把握し、これを基礎に農民解放の実施の経過をオーストリアとハンガリーについて具体的に検討することを課題とする。「第1章 オーストリア3月革命と農業・土地問題」では上述の請願書目録の分析結果として、賦役等の封建的負担の廃止とそれに伴う補償、および帝国財政に関わる地租・消費税等の減額ないし廃止が最大の問題であったことを明らかにする。次いで、「第2章 オーストリア農民解放とその歴史的構造」および「第3章 ハンガリー農民解放とその歴史的構造」では、オーストリアとハンガリーのそれぞれについて農民解放の歴史的前提をなす封建的土地所有解体の構造を地域別に検証し、前者は領

主直営地経営の拡大と農民追放および賦役強化をみる地域（ベーメン等）と、小商品生産に立脚する農民層の自律化に向う地域（ザルツブルク等）に類型化しうること、後者のハンガリーでは前者と別個に行われた農民解放政策がオーストリアからの独立運動と連係して推進されたが、ウィーン政府による制圧のために最終的には旧領主層（マグナーテン）の巨大農場保護と無保有農民の大量創出に結果したこと、を明らかにした。

「第2部 オーストリア農民解放の経済的帰結」では、領主＝農民の封建的土地所有関係が解体されてのちになお存続した森林・放牧の地役権、共同地利用、耕地混在制という前近代的土地利用形態の編成替えを明らかにすることを課題としている。「第4章 3月革命後の農業・土地政策の展開構造」では、森林・放牧の地役権の解除が1853年勅令で旧領主によって推進され、また彼らは家産継承の法認を得て安定的な農林業経営を行っていくのに対して、共同耕地・耕地混在に対する整理事業は農民の主体性に任されたため進歩せず、そのうえ民法典による分割相続の施行のため農民の所有地は旧来の存在形態に留まったまま零細化の過程を辿ることを検証した。すすんで「第5章 土地所有・農業経営構造と農民階層分化の地域構造」では、農民解放後の階級分化における地域差を、農業統計等を基礎にして、農民層の①全般的零細化（ハンガリー等）、②両極分解型（チェコ等）、③均衡停滞型（アルプス＝オーストリア等）の3類型に分け得ることを主張する。

「第3部 オーストリア農民解放の社会的帰結」では、各地域毎の社会構造の実態を明らかにすることを目的として、まず「第6章 農民解放と地帯別地域社会構造」は、周辺諸州・ハンガリー大平原・ベーメン盆地・アルプス＝オーストリアの5地域に分けて、民族構成と階級構成との関連を検討し、それぞれの地域の生活意識をも包括しつつ帝国の重層構成を明らかにする。「第7章 オーストリア農民解放とハプスブルク帝国」は、農民保護政策を中心に啓蒙絶対主義から帝国主義にいたる時代の統治構造と政策の推移のなかに農民解放のもつ歴史的位置を見定め、「終章」において本論文全体の総括と展望を行っている。その堅実な方法論と地域社会のレベルから統治構造にいたる広範な視野のもとで行われた農民解放の研究は、オーストリアのみでなく広くヨーロッパ近代文化の特性を考察するうえでも今後の学問的発展に寄与するところ少なくない。

よって本論文の提出者は、博士（文学）の学位を授与されるに十分な資格を有するものと認められる。